

### 「国内手配旅行条件書」

「手配旅行契約」とは、当社が、お客様の依頼により旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

### 【申込み】

- 1.当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込があった場合、契約の終結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 2.契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿または、確定人数を当社に提出しなければなりません。
- 3.当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

### 【旅行契約の成立時期】

手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。なお、現地払いプランについては、当社は申込金をお支払いいただくことなくして旅行契約の締結を承諾する場合があります。この場合「手配旅行契約」は、お客様又は契約責任者にその旨を記載した「ご旅行引受書」等の書面をお渡しした時に成立します。

### 【旅行代金】

- 1.当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等の運賃・料金その他の費用（以下「旅行費用」といいます。）のほか、旅行業務取扱料金のうち、手配に係る取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）をお客様にお支払いいただきます。
- ①旅行代金とは、旅行費用及び当社にお支払いいただく取扱料金をいいます。旅行代金及び当該旅行に係るその他の費用の合計額（以下「旅行代金等」といいます。）及びその内訳は、旅行条件書（または見積書）に明示いたします。
- ②旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、店頭に掲示してあります。

### 【取扱料金】

取扱料金は旅行費用とともに旅行条件書（または見積書）において明示します。

- ・取扱料金 旅行費用総額の 15%

### 【旅行代金の支払時期及び方法】

旅行代金は、原則として旅行出発日の前日までに全額お支払いいただきます。これによらない場合のお支払期日及び方法は、「ご旅行引受書」等の契約書面に具体的に明示いたします。

### 【契約内容の変更・取消】

- 1.お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じるよう努力いたします。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。
- 2.お客様の都合により変更または取消のお申し出があったときは宿泊・運輸機関の定める取消料・違約料のほかに当社は旅行業務取扱料金に加えて取消・変更に係る取消料金として次の料金を申し受けます。

変更手数料	運送・宿泊機関及び観光施設等の予約変更	1件につき 2,000 円
取消料手数料	運賃・宿泊機関及び観光施設等の予約取消・払戻	1件につき 2,000 円

### 【手配責任】

当社が「善良な管理者の注意」をもって、契約書面に記載した旅行サービスの手配を行ったときは、当社の債務の履行は終了したものとします。

### 【当社の責任】

当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合で、お客様から損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に通知があったときは、その損害を賠償する責に任じます。但し、手荷物に生じた損害については、損害の発生の翌日から起算して14日以内に当社に通知があった時に限り、1旅行1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があった場合を除きます。）として賠償します。

### 【お客様の責任】

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様にその損害を賠償していただきます。

### 【その他】

本旅行条件説明書に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

### 【個人情報の取扱いについて】

当社は、旅行申込の際に提供された申込書等に記載された個人情報についてお客様との間の連絡のために利用させて頂く他、お客様がお申込み頂いた旅行において運送・宿泊機関等に提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領の為に手続きの必要な範囲内で利用させて頂きます。

旅行企画・実施

（一社）しちのへ観光協会

〒039-2501 青森県上北郡七戸町字荒熊内 207

電話：0176-58-7109

青森県知事登録旅行業第 3-156 号

旅行業務取扱管理者 岡山 久美子